

一般財団法人観光まちづくり佐伯職員懲戒処分規程

(目的)

第1条 定款第47条第5項に基づき、一般財団法人観光まちづくり佐伯（以下「法人」という。）の職員の懲戒等の処分に関する手続きについて必要な事項を次のとおり定める。

(対象職員)

第2条 この規程による懲戒処分の対象となる職員は、職務遂行能力の欠如、業務に対する意欲の欠如、職務命令に対する不服従、独善的行動、反抗的態度、暴力的言動、破廉恥行為、無断欠勤及び経歴詐称等があり、その程度が著しく、かつ、継続する場合で、職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障が生じるおそれが高いと認められる者とする。

(処分の内容)

第3条 懲戒等処分の内容は、次のとおりとし、佐伯市及び類似の事業を目的とする他の法人の例を参考に判断するものとする。

- (1) 戒告
- (2) けん責
- (3) 減給
- (4) 出勤停止
- (5) 降格
- (6) 諭旨解雇
- (7) 懲戒解雇

(調査)

第4条 理事長は、第2条に該当する事実が発生したときは、直ちに事実確認調査を行うものとする。

(諮問)

第5条 理事長は、前条の調査の結果、当該事実が懲戒等処分にあたると判断した場合、臨時理事会を開催し、第3条の懲戒処分の内容について諮問する。

(当事者の弁明)

第6条 懲戒等処分対象者は、理事会において、弁明することができる。

2 前項の弁明は、代理人又は文書によることもできる。

(処分の決定)

第7条 理事長は、理事会の答申に基づき、懲戒等処分を決定する。

(処分の公表)

第8条 理事長は、懲戒処分を行ったときは、事務所の備え置き及びインターネットの方法により公表する。

2 公表の期間は、1年とする。

(職員以外の行為等)

第9条 次の各号に掲げるものに第2条に該当する事実が確認された場合、理事長は事実の調査を行い、次の措置を行うことができる。

(1) 理事及び監事 評議員会への事実の通知

(2) 委託事業者又はその使用人 契約解除

(通知)

第10条 理事長は、職員のうち他の法人等から派遣された職員について、第2条に該当する事実が確認されたときは、事実の調査を行い、その結果を派遣元へ通知する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

(改正)

第12条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

1 この規程は、令和6年3月11日から施行する。